（研究管理官）

第四十一条　先進技術推進センターに、研究管理官三人を置く。

2　研究管理官は、命を受けて、次に掲げる業務を分掌する。

一　シミュレーション技術（装備品等に共通して必要とされるものに限る。）に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

二　ロボット技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

三　放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

四　装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、装備品等の開発に応用される先進技術に係る考案及び調査研究に関すること。

六　理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

七　装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究（先進技術推進センターの所掌事務に関連するものに限る。）に関すること。

第六節　札幌試験場

（位置）

第四十二条　札幌試験場は、千歳市に置く。

（場長）

第四十三条　札幌試験場に、場長を置く。

2　場長は、札幌試験場の業務を掌理する。

第七節　下北試験場

（位置）

第四十四条　下北試験場は、青森県下北郡東通村に置く。

（場長）

第四十五条　下北試験場に、場長を置く。

2　場長は、下北試験場の業務を掌理する。

第八節　岐阜試験場

（位置）

第四十六条　岐阜試験場は、各務ヶ原市に置く。

（場長）

第四十七条　岐阜試験場に、場長を置く。

2　場長は、岐阜試験場の業務を掌理する。

第二章　雑則

（雑則）

第四十八条　この省令に定めるもののほか、航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場の事務分掌その他組織の細目は、防衛装備庁長官が定める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○防衛省令第十六号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）及び防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）を実施するため、防衛装備庁の技術顧問に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

防衛大臣　中谷　元

防衛装備庁の技術顧問に関する省令

1　防衛装備庁に、技術顧問十二人以内を置く。

2　技術顧問は、防衛装備庁の所掌事務のうち特別の学識経験を必要とする専門事項について、防衛装備庁長官に対し意見を述べる。

3　技術顧問は、非常勤とする。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○防衛省令第十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月一日　防衛大臣　中谷　元

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部改正）

第一条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則

「第四章　技術研究本部（第二十四条―第四十一条）
第五章　装備施設本部（第四十二条）
第六章　防衛監察本部（第四十三条）
第七章　雑則（第四十四条）」

を「第四章　防衛監察本部（第二十四条）
第五章　雑則（第二十五条）」

に改める。

第四章及び第五章を削る。

第六章中第四十三条を第二十四条とし、同章を第四章とする。

第四十四条中「並びに技術研究本部の附置機関」を削り、第七章中同条を第二十五条とし、同章を第五章とする。

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第二条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節　懲戒手続（第六十六条―第八十六条）
第九節　勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）」を「第八節　退職管理（第六十五条の二―第六十五条の十七）
第九節　懲戒手続（第六十六条―第八十六条）
第十節　勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三）」に改める。

第二条第一項中「、技術研究本部、装備施設本部」を削り、「地方防衛局又は」を「地方防衛局若しくは」に改め、「機関」の下に「又は防衛装備庁の施設等機関」を加える。

第三条第一項第一号中「階級」を「職」に改め、「同じ。）」の下に「、階級」を加える。

第四条第一項第六号中「官職」を「職、階級」に改める。

第二十八条第一項中「法第三十一条第二項」を「法第三十一条第三項」に、「、第三十一条の三第一項及び第三十二条」を「及び第三十一条の三第一項」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第三十二条中「法第三十一条第二項」を「法第三十一条第三項」に改める。

第六十条第一項第三号中「防衛省における職」を「防衛省における官職若しくは職」に改め、同条第二項中「防衛省における職」を「防衛省における官職又は職」に改める。